

母子家庭等・父子家庭医療費助成事業所得制限限度額表
(児童扶養手当所得制限準用)

【本人(母(父)、養育者)】(児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の額) (単位:千円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得額	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820

1 本表の「扶養親族等」は以下の者である。

- ① 本人の所得税法に規定する同一生計者配偶者及び扶養親族
- ② ①に該当しない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で本人が前年の12月31日において生計を維持したもの

2 所得の範囲に、児童の父(母)から対象児童について扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得額(養育費)の8割相当額を含める。(申請者本人が母(父)である場合のみ。)

3 本表の所得額に次の額を加算した額とする。

(1) 同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき10万円

(2) 特定扶養親族等1人につき15万円

○扶養数3人(うち老人扶養親族1人)の場合は、3,160千円

○扶養数2人(うち老人扶養親族1人・特定扶養親族1人)の場合は、2,930千円

※「特定扶養親族等」とは、「特定扶養親族」又は「控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」をいう。「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人、「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。

【児童扶養手当法第9条第1項の孤児等の養育者】(児童扶養手当法施行令第2条の4第7項の額)

(単位:千円)

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	右のうち老人扶養親族の数						
所得額	0人	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
	1人		2,740	3,180	3,560	3,940	4,320
	2人			3,180	3,620	4,000	4,380
	3人				3,620	4,060	4,440
	4人					4,060	4,500
	5人						4,500

1 本表の「扶養親族等」は以下の者である。

- ① 養育者の所得税法に規定する同一生計者配偶者及び扶養親族
- ② ①に該当しない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で養育者が前年の12月31日において生計を維持したもの

【次頁に続く】

【養育者の配偶者、養育者の扶養義務者、母（父）の扶養義務者】（児童扶養手当法施行令第2条の4第8項の額）

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	右のうち老人扶養親族の数						
所得額	0人	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
	1人		2,740	3,180	3,560	3,940	4,320
	2人			3,180	3,620	4,000	4,380
	3人				3,620	4,060	4,440
	4人					4,060	4,500
	5人						4,500

1 本表の「扶養親族等」とは、配偶者又は扶養義務者の所得税法に規定する同一生計者配偶者及び扶養親族をいう。

(注) 上の三表で審査する所得は次の1の所得から2の各控除額を差し引いた額である。

- 1 所得審査の対象となる所得は、「福祉医療関係通知集」77ページのとおり
- 2 各控除額は次のとおり（控除の条件あり）
 - ・社会保険料相当分 8万円
 - ・障害者控除 27万円
 - ・特別障害者控除 40万円
 - ・勤労学生控除 27万円
 - ・寡婦（寡夫）控除 27万円（母（父）の場合は控除しない。未婚のひとり親のみなし適用あり。）
 - ・寡婦控除の特例 35万円（母の場合は控除しない。未婚のひとり親のみなし適用あり。）
 - ・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除及び公共用地の取得に伴う土地代金等の特別控除は相当額